

(公 印 省 略)
答 申 第 201 号
令 和 7 年 8 月 6 日

兵庫県公安委員会
委員長 津 田 隆 雄 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和7年5月15日付け兵公委発第413号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定警察署に留置されていた特定期間における被留置者金品出納簿に記録された
情報

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした判断は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 開示請求

令和 6 年10月23日付けで、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に係る不開示決定

同年11月12日、実施機関は、本件審査請求に対する保有個人情報の内容について、特定警察署保有の、審査請求人にかかる特定期間における被留置者金品出納簿に記録された情報（以下「本件対象情報」という。）を特定し、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

2 審査請求

令和 6 年11月18日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 諮問

令和 7 年 5 月15日、兵庫県公安委員会は、法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由等は、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨

本件対象情報の開示を求める。

2 本件審査請求の理由（概ね、審査請求人記載の原文どおり。）

開示を求めた被留置者金品出納簿に記録された情報は訴訟に関する書類に該当しない。

開示申請者本人が持参し所内に預け、本人が宅下に関する手続きをしたものであるから開示を求める。

事件に関する物品及び金品ではない。

本人は記憶を失い、宅下物品及び宅下金の内容、指定した受取人が分からず困っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 開示請求の経緯について

- (1) 令和6年10月24日、審査請求人は実施機関に対し、開示を求める保有個人情報の内容を、「①特定年月日に勾留された際の所持金及び特定拘置所へ移送されるまでの間に所持金を宅下した日付、金額、受け取り人全て、②●●●●の●●●●●とそれらに關係する書類を宅下しているのですがどの書類をいつ、誰に宅下したのか（領置品は全て担当職員さんが写真をとってプリントアウトされていたので宅下した書類のプリントアウトしたものを頂けるとどの書類だったのか判明します。）」とする開示請求書を提出した。
- (2) 同年11月12日、実施機関は、保有個人情報の内容について、全部を開示しないこととする不開示決定（令和6年11月12日付け）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 同年11月20日、審査請求人は、本件処分を不服として本件審査請求を提起し、同月22日、審査庁は本件審査請求を受け付けた。

2 不開示とした理由

(1) 開示請求された文書の特定

開示請求のあった前記1(1)の①及び②とは、審査請求人が特定警察署留置施設に留置されていた際、所持金品を留置施設の外部の者へ交付した場合に作成される被留置者金品出納簿と認めた。

(2) 被留置者金品出納簿について

被留置者金品出納簿は、留置施設管理運営規程（平成19年本部訓令第13号）第14条において、被留置者金品出納簿を含む留置施設関係簿冊を留置施設に備

え付けなければならないと規定しており、また、留置施設管理運営規定の実施に関し必要な様式についての制定について（平成30年兵警留例規乙第2号総務部長）第4において、様式として定められている。

被留置者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第194条において、留置施設の外部の者から金品の差入れを受けること、第197条において被留置者の所持金品を外部の者へ交付（以下「宅下げ」という。）することが、それぞれ認められているところ、これら差入れ及び宅下げが行われる場合には、被留置者金品出納簿が作成される。

被留置者金品出納簿には、差入れ又は宅下げする金品の品名、数量等のほか、被留置者の氏名、関係者の人定事項等が記載される。

(3) 不開示とした理由

被疑事件又は被告事件に関して作成され、又は取得された証拠書類等が被留置者金品出納簿に添付されることがあることから、被留置者金品出納簿は「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。よって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項の「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、法第5章第4節の規定の適用は受けないことから、刑事訴訟法第53条の2第2項を不開示とした理由とした。

(4) 不開示とした理由の追加

前記(2)で前述したとおり、被留置者金品出納簿は、被留置者が留置施設に留置されていることを前提として作成される被留置者の処遇に関する情報であるため、被留置者の処遇に関する情報を開示請求の対象とした場合、被留置者が留置施設に留置されていたことを示す情報が明らかになる。留置は刑事事件において司法警察職員が法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動、つまり「司法警察職員が行う処分」である逮捕が前提となるものであることから、被留置者の留置に関する情報は「司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当すると認められる。また、被留置者の処遇に関する情報は、刑事訴訟法における被疑者及び被告人の勾留に係る勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決の宣告などの「刑事事件に係る裁判」の内容を実現させるための被留置者の留置に必然的に付随するものであることから、「刑事事件に係る裁判に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

よって、被留置者金品出納簿の情報は、法第124条第1項に規定する「刑事事件に係る裁判及び司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定の適用を受けないものと認められる。

したがって、不開示とした理由を刑事訴訟法第53条の2第2項としていたところ、法第124条第1項を追加する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求書において、審査請求人は、記憶を失い宅下物品等が分からず困っていると訴えているが、本件処分は法律に基づくものであり、その言い分によって本件処分の判断が左右されるものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象情報について

(1) 本件対象情報は、特定警察署保有の、審査請求人にかかる特定期間における被留置者金品出納簿に記録された情報である。

実施機関は、本件対象情報は、刑事訴訟法第53条の2第2項又は法第124条第1項所定の要件に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

(2) 法第124条第1項該当性

ア 法第124条第1項の意義

法第124条第1項では、刑事事件に係る裁判又は検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報法第5章第4節の適用除外とする旨規定されているところ、その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる可能性があるなど、被疑者の立場になったことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあると解される。

イ 法第124条第1項所定の要件への該当性

本件対象情報は、特定警察署保有の、審査請求人にかかる特定期間における被留置者金品出納簿に記録された情報であると認められる。

被留置者金品出納簿は、被留置者が留置施設に留置されていることを前提として作成される被留置者の処遇に関する情報であるため、被留置者金品出納簿に記録された情報を開示請求の対象とした場合、被留置者が留置施設に

留置されていたことが明らかになる。

ここで、留置施設における被留置者の処遇に関する情報は、刑事訴訟法における被疑者又は被告人の勾留に係る勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決の宣告などの刑事事件に係る裁判の内容を実現させるための被留置者の留置に必然的に付随するものである。よって、本件対象情報は、法第124条第1項所定の「刑事事件…に係る裁判…に係る保有個人情報」と認められる。

なお、当該理由は、審査請求段階において追加されたものであるが、審査請求人において特に手続上の不利益を生じているなどの事情は認められない。

ウ そうすると、本件対象情報は、法第124条第1項の「刑事事件…に係る裁判…に係る保有個人情報」に該当するものと認められ、刑事訴訟法第53条の2第2項適用の点について判断するまでもなく、法第5章第4節の規定は適用されないものであり、本件処分は妥当であると判断する。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年5月15日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和7年7月1日 第1部会（第113回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年8月5日 第1部会（第114回）	・ 審議
令和7年8月6日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅 野 博 宣

委 員 申 吉 浩

委 員 鳥 井 真 次

委 員 西 片 和 代

委 員 西 上 治